

仕様書

1 業務名

札幌市営地下鉄車内広告掲出業務

2 業務概要

札幌市営地下鉄車内への啓発広告の掲出にあたって、ポスター必要部数の印刷、掲出枠の確保、札幌市交通局等との調整などの掲出に伴う一切の業務を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

4 業務内容

(1) 広告掲出業務

ア 掲載場所

まど上ポスター（B3ポスターワイド）

(ア) 掲載広告

委託者が提供するデータによること。

ライラックマークに付記する市政等資料番号と広報印刷物登録番号については、契約締結後、別途通知する。

(イ) 掲出単位

全線全車両に1枚ずつ

(ウ) 掲出期間

令和8年9月1日から令和8年12月30日の期間中の連続した8期56日間

なお、広告の提出に際しては、限定特別価格キャンペーンを適用し、4期分の掲載料で提出すること。

5 成果の帰属・使用及び秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本業務で扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 環境法令の適用確認及びそれら法令に基づく届け出提出や規制基準・作業基準の遵守

7 報告及び成果物

当該関係業務の結果は、速やかに本市指定の完了届を提出すること。

8 特記事項

- (1) 当該業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に打合せをすること。
- (2) 本業務履行に当たり、この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方の協議により処理する。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ等については、業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

9 担当

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課消費生活係

担当：中山（Tel：011-211-2245）